

戦略産業雇用創造プロジェクト関連 融資利子補給金関係手続の手引き

厚生労働省職業安定局 地域雇用対策課

○ 本手引きについて

本手引きは、戦略産業雇用創造プロジェクトにおける金融支援措置である戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給制度を十分に活用するために、地域雇用創造利子補給金（戦略産業雇用創造プロジェクト）交付要綱に規定されている手続きや申請のための準備について解説するものです。

今後、戦略産業雇用創造プロジェクト及び本制度を運用していく中で、改定することがあります。

なお、本手引きで不明な点については、厚生労働省までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

厚生労働省職業安定局地域雇用対策課

TEL：03-5253-1111(内線 5866)

平成 25 年 8 月版

平成 30 年 4 月改正版

目 次

1. 戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給制度の概要	1
(1) 制度概要	1
(2) 戦略産業利補の基本的事項	2
2. 戦略産業利補の支給手続	4
(1) 手続の流れ（全体）	4
(2) 利子補給金の支給までの各段階の手続	5
① 戦略産業利補の利用条件について	5
② 金融機関の指定申請手続	5
③ 事業者推薦の手続	8
④ 利子補給契約の手続	10
⑤ 利子補給金支給申請の手続	14
3. 利子補給金の支給後の手続	17
(1) 支給後の各種報告等	17
(2) 支給後の各種報告等の手続	17
① 事業変更等の報告	17
② 事業状況報告	18
③ 事業完了報告	19
④ 誓約達成報告	19
⑤ 報告後の処置	20
⑥ 利子補給金の経理	20

(添付資料)

- 別添 1 指定金融機関の指定申請書（要綱別紙 1）記載例
- 別添 2 戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資対象事業者の推薦申請書（要綱別紙 3）記載例
- 別添 3 戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資対象事業者補足票（要綱別紙 3 別添）記載例
- 別添 4 平成〇〇年度戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給契約申込書（要綱別紙 6-1）記載例
- 別添 5 単位期間ごとの戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給金の額の計算表（要綱別紙 6 添付）記載例
- 別添 6 戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給金支給申請書（要綱別紙 9）記載例
- 別添 7 単位期間ごとの戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給金の額の計算表（雇用要件による調整含む）
- 別添 8 戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給制度要件確認申立書

1. 戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給制度の概要

(1) 制度概要

戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給制度（以下「戦略産業利補」という。）は、都道府県の実施する戦略産業雇用創造プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に参加する事業者（以下「事業者」という。）に対して厚生労働大臣の指定を受けた金融機関（以下「指定金融機関」という。）が低利で融資事業（以下「支給対象事業」という。）を行う際に、政府が予算の範囲内で、指定金融機関に対し地域雇用創造利子補給金（戦略産業雇用創造プロジェクト）（以下「利子補給金」という。）を支給するものであり、事業者の金利負担の軽減を図ることで当該都道府県の雇用機会を増大させ、労働者の雇用の安定を図ることを目的としたものです。

＜利子補給率＞

1.0%以内

＜利子補給金の支給期間＞

指定金融機関が事業者へ融資を行った日から起算して5年間

＜利子補給金の支給の対象となる金融機関＞

- a) 銀行
- b) 信用金庫及び信用金庫連合会
- c) 労働金庫及び労働金庫連合会
- d) 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- e) 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- f) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- g) 農林中央金庫
- h) 株式会社商工組合中央金庫
- i) 株式会社日本政策投資銀行

＜指定金融機関の指定要件＞

プロジェクトを実施する都道府県が設置する地域の関係者から構成される協議会（以下「協議会」という。）の構成員であることに加え、①経理的基礎を有すること、②指定を受けた日からプロジェクトの実施期間の最終日までに利子補給契約に係る融資を行うことが見込まれること

(2) 戰略産業利補の基本的事項

- ✓ 戰略産業利補は、プロジェクトに参加する事業者に対する金融上の支援措置として実施されるものです。よって、利子補給金の支給を受けようとする指定金融機関は、事業者に対し、利子補給相当分の、利子を軽減した融資を行うこととなります。
- ✓ 指定金融機関が行う融資に係る審査については、各指定金融機関の審査基準に基づくものであるため、構成員となっている協議会によって影響を受けるものではありません。
- ✓ 戰略産業利補と国による他の利子補給金制度との併用はできません。戦略産業利補と地方公共団体が単独事業として実施する利子補給金制度又は低利融資制度との併用は可能ですが、その場合には、必ず、事前に厚生労働省に相談してください。
- ✓ 利子補給金の支給については、各年度の予算の範囲内で対応することとしているため、ご要望の内容や時期によっては対応できない場合もあります。
- ✓ 都道府県から提案されたプロジェクトの事業構想提案書に戦略産業利補の利用が盛り込まれていない場合、戦略産業利補を利用することはできません。
- ✓ 一事業者あたり利子補給の対象となる貸付額は都道府県ごとに合計 10 億円までです。10 億円を上回る場合は 10 億円までが利子補給の対象となります。なお、異なる都道府県のプロジェクトに係る案件については合算しません。
- ✓ 利子補給金の支給総額の上限は雇用増加 1 人あたり 250 万円です。
- ✓ 戰略産業利補の募集に関する情報については、本手引きによるほか、別途厚生労働省ホームページ
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/chiiki-koyou/senpro-yuushi.html) 等でお知らせする場合もありますので、併せてご確認ください。

**①事業構想の提案
(都道府県が実施)**

都道府県が提出する事業構想提案書に、戦略産業利補を利用予定である旨記載とともに、指定主要業種及び指定関連業種を記載する必要があります。

②プロジェクトの採択

都道府県の提案するプロジェクトが評価・選定委員会の審査・選抜を経て採択された後、指定金融機関の指定申請を行うことができます。

③指定金融機関の指定

協議会の構成員であり、利子補給金の対象となる融資を実施しようとする金融機関の申請に基づき、要件を満たしていると認められるものを厚生労働大臣が指定金融機関として指定します。

④推薦事業者の決定

プロジェクトに合致する事業を実施する事業者が指定金融機関から当該事業に必要な資金を借り入れる場合、指定金融機関は厚生労働大臣に当該事業者の推薦申請書を提出します。推薦申請書提出の際、プロジェクトを実施する都道府県の確認書を添付していただきます。

⑤融資の実行

指定金融機関が推薦事業者に対して融資を実行します。

⑥利子補給契約の締結

利子補給契約を指定金融機関と厚生労働省の間で締結します。

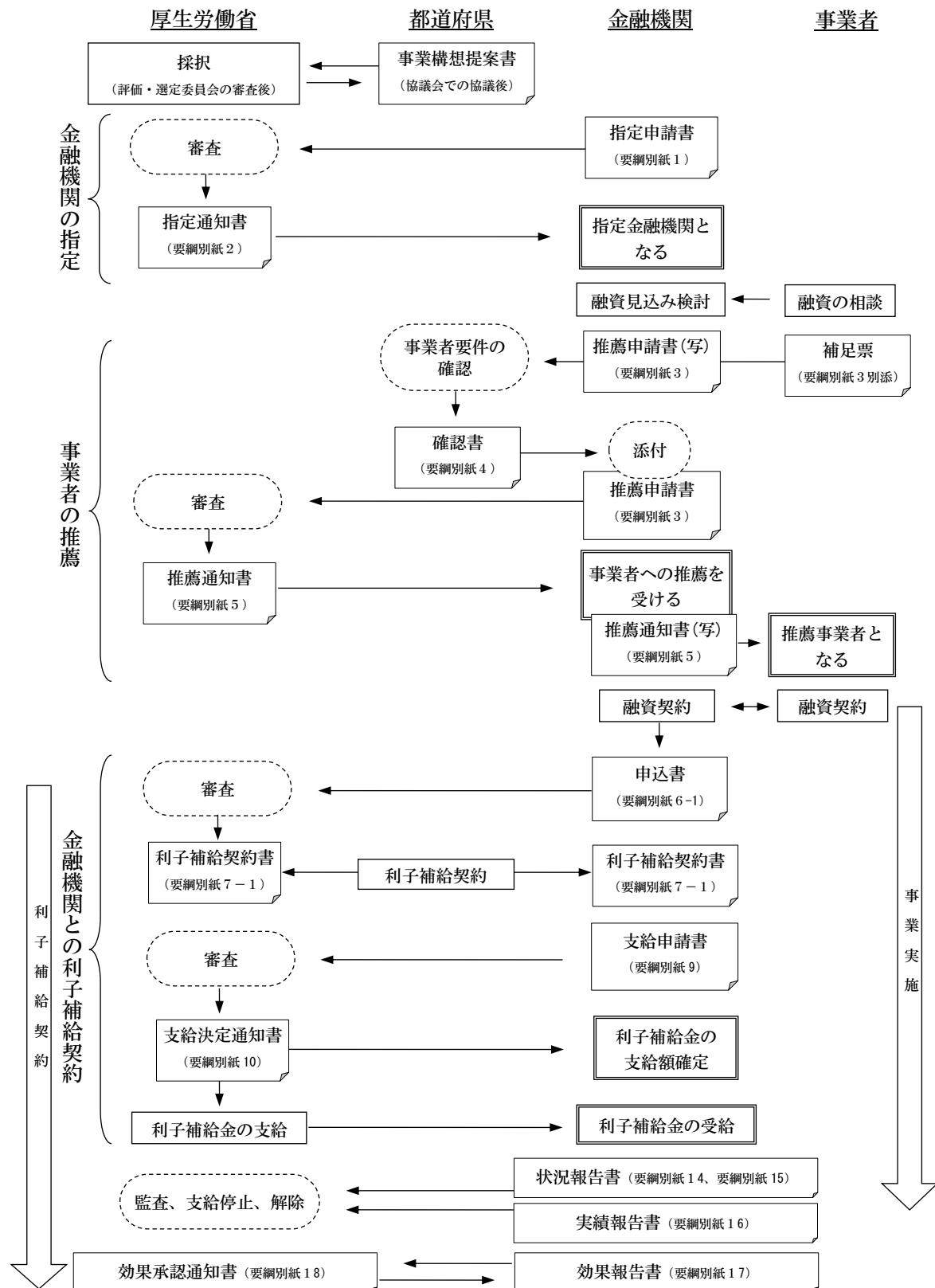
⑦利子補給金の支給

指定金融機関は年2回、利子補給金の支給申請を行います。その際、融資の返済状況を確認できる資料を添付していただきます。

図1 戰略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給制度の概要

2. 戰略産業利補の支給手続

(1) 手続の流れ（全体）



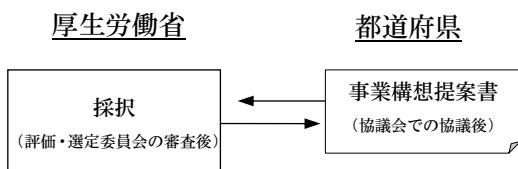
(2) 利子補給金の支給までの各段階の手続

① 戰略産業利補の利用条件について

i) プロジェクトの概要

プロジェクトは、良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けた取組みを推進するため、製造業などの戦略産業を対象として、産業政策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクトを支援するものです。

具体的には、厚生労働省が、都道府県が提案する事業構想の中から、コンテスト方式により、産業政策と一体となった雇用創造効果が高いものを選抜し、選抜された事業構想を実施するための費用の一部を補助する事業です。



ii) 戰略産業利補の利用について

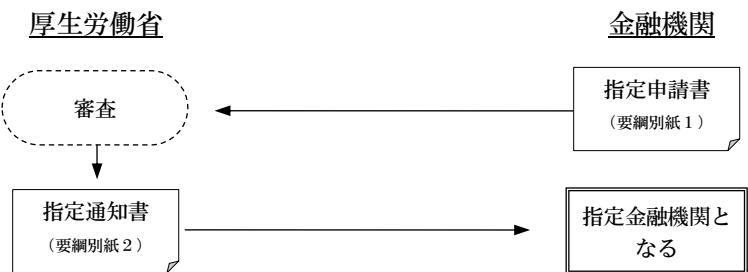
戦略産業利補を利用するためには、プロジェクトを実施する都道府県が戦略産業利補の利用を事業構想提案書に盛り込んでいる必要があります(利用可能な都道府県については、厚生労働省ホームページでお知らせしています。)、事業構想の段階では、指定金融機関となる金融機関が特定されている必要はありません。なお、指定金融機関として、利子補給金の支給対象とできる金融機関は次のとおりです(要綱第3条)。

- ①銀行
- ②信用金庫及び信用金庫連合会
- ③労働金庫及び労働金庫連合会
- ④信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ⑤農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ⑥漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ⑦農林中央金庫
- ⑧株式会社商工組合中央金庫
- ⑨株式会社日本政策投資銀行

② 金融機関の指定申請手続

i) 手続の概要

金融機関が指定金融機関の指定を受けようとする場合は、プロジェクトを実施する都道府県ごとに指定金融機関の指定申請書(要綱別紙1。以下「指定申請書」という。)を作成し、厚生労働省へ提出してください。指定金融機関の指定は厚生労働大臣が行います。指定金融機関の指定には、一定の要件を満たしていることが必要です。



ii) 指定金融機関の指定要件(要綱第5条)

- a) 協議会の構成員であること
- b) 支給対象事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること
- c) 指定金融機関の指定を受けた日からプロジェクトの実施期間の最終日までに利子補給契約に係る融資を行うことが見込まれること

iii) 手続書類(要綱第5条)

指定申請書の記載事項については、別添1を参照してください。記載事項のうち融資の見込みについては、指定後からプロジェクト実施期間の最終日までの貸付計画について、できる限り具体的に記載してください。貸付計画の内容と貸付実績が異なる場合が生じることは想定していますが、進捗状況などについて、厚生労働省から個別に問い合わせをする場合があります。

なお、指定要件のうち、「指定金融機関の指定を受けた日からプロジェクト実施期間の最終日までに利子補給契約に係る融資を行うことが見込まれること」については、この部分の記載に基づき判断します。

指定申請書には、下記 a) ~e) の書類を添付する必要があります。なお、添付書類のうち、c) 以外については、既に他の指定申請書に添付書類として提出済みの場合、記載事項に変更がなく、同一の書類提出となるときには添付を省略することができます。また、複数のプロジェクトに係る指定金融機関の指定申請を同時に行う場合も、指定申請書のうち1つに添付し、他の指定申請書には添付を省略することができます。添付書類を省略する場合は、他の指定申請書に添付書類として提出した都道府県の名称を指定申請書に記載してください(別添1を参照)。

a) 定款及び登記事項証明書

最新の内容のものを提出してください。登記事項証明書として、現在事項証明書を添付してください。なお、現在事項証明書のうち抄本の場合は、株式・資本区、目的区及び役員区が表示されたものを提出してください。

b) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

決算書(貸借対照表、損益計算書)がわかる資料として、ディスクロージャー誌などを提出してください。

なお、指定要件のうち、「支給対象事業を安定して行うために必要な経理的基礎

を有すること」については、この部分の資料に加え、後述の d) の資料に基づき判断します。

c) 協議会の構成員であることを証する書類

申請に係る協議会の構成員名簿と協議会の規約を提出してください。

なお、指定要件のうち、「協議会の構成員であること」については、この部分の資料に基づき判断します。

d) 支給対象事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有することを証する書類

自己資本比率、不良債権（金融再生法開示債権比率、公表していない場合はリスク管理債権比率）など、金融関係法令に基づく与信能力や資金管理能力を有することを証する資料として、ディスクロージャー誌などを提出してください。なお、金融機関が監督当局から法令順守態勢に係る改善を内容とする行政処分等を受けている場合には、個別に状況を確認させていただく場合があります。

なお、指定要件のうち、「支給対象事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること」については、前述の b) の資料に加え、この部分の資料に基づき判断します。

e) その他参考となる事項を記載した書類

金融機関の組織体制を確認するため、金融機関の組織図、戦略産業利補を担当する部局名及び連絡先（担当者名、TEL、FAX、Eメールアドレス）などが分かる資料を提出してください。

iv) 留意事項

ア) 指定申請手続の処理期間（要綱第6条第4項）

金融機関が指定申請書を厚生労働省に提出してから金融機関に対し指定通知書（要綱別紙2）を通知するまでの処理期間は、概ね20営業日が目安です。なお、処理期間については、①申請を補正するために要する時間、②申請者が申請内容を変更するために要する時間、③申請者が審査のための資料を追加するために要する時間は含まないものとします。

イ) 指定金融機関の指定の取消し（要綱第18条）

厚生労働大臣は、次の事項のいずれかに該当することが明らかとなった場合、指定金融機関の指定を取り消すことができます。その際は、該当する事由が発生した日に遡及して指定を取り消すとともに、指定金融機関にその旨及びその理由を書面で通知します。

- a) 指定金融機関の指定申請手続において記載内容に虚偽の記載があったとき、又はその他の不正の手段により指定を受けたとき
- b) 指定金融機関が ii) の要件を満たさなくなったとき
- c) 指定金融機関が支給対象事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき

ウ) 取消しによる支給の停止（要綱第20条）

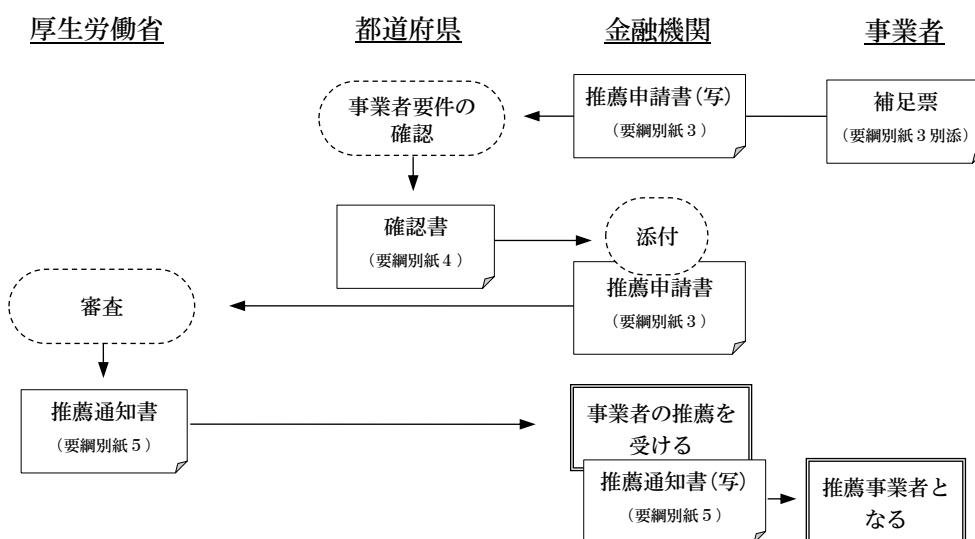
厚生労働大臣は、指定金融機関の指定を取り消した場合には、該当する事由が発生した日に遡及して利子補給契約を取り消し又は解除し、当該指定の取消し又は解除を通知した日より利子補給金の支給を停止するとともに、指定金融機関にその旨及びその理由を書面

で通知します。その際、指定金融機関は、該当する事由が発生した日以降に係る支給済みの利子補給金の全部を返納する必要があります。

③ 事業者推薦の手続

i) 手続の概要

指定金融機関は、戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資対象事業者の推薦申請書（要綱別紙3。以下「推薦申請書」という。）を作成し、厚生労働省へ提出します。推薦申請書には、事業者が提出する戦略産業雇用創造プロジェクトを実施する都道府県が発行する戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資対象事業者補足票（要綱別紙3別添。以下「補足票」という。）及びプロジェクトを実施する都道府県が発行する戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資対象事業者確認書（要綱別紙4。以下「確認書」という。）の添付が必要です。指定金融機関は、融資契約を締結する前に、厚生労働大臣から推薦通知書を取得し、その写しを当該都道府県及び事業者に対し送付してください。



ii) 推薦事業者の要件（要綱第8条）

推薦事業者は、以下に掲げる要件を満たしている必要があります。

- a) 申請に係る事業の所在地を管轄する都道府県において実施されているプロジェクトに参加していること。

「申請に係る事業の所在地」とは、融資を受けて行おうとしている事業を実施する場所をいいます。具体的には、融資を受けて建設しようとしている工場の住所や、融資を受けて購入しようとしている設備の設置場所などを指します。

「プロジェクトに参加している」ことの判断は、推薦しようとしている事業者が、その事業の所在地において実施されているプロジェクトの具体的な個別メニューの事業に参加しており、かつ、当該個別メニューの事業の内容が、申請に係る事業と関連するものであるか否かをもって判断します。

- b) 申請に係る事業が指定事業に合致すると認められること

「指定事業に合致する」ことの判断は、申請に係る事業が、プロジェクトにおける指定主要業種又は指定関連業種に該当するものであるか否かをもって判断します。

- c) 申請に係る事業が a) のプロジェクトの内容を踏まえたものであり、地域の効果的な雇用創造に資すると認められること

「地域の雇用創造に資する」ことの判断は、利子補給金の支給見込み額を補足票に記載された雇用増加予定人数で除した場合に 250 万円以内となるか否かをもって判断します。

- d) 申請に係る融資を受けた日からその返済期限までの期間(当該期間が 5 年間を超える場合は当該融資の契約締結日から 5 年間)に 1 人以上の雇用を増加させることを指定金融機関に誓約していること

雇用増加の対象となる労働者は、正規雇用労働者であり、かつ、雇入れ後 6 ヶ月以上雇用が継続されていること、6 ヶ月分の賃金が支給されていることが必要です。雇用した労働者が正規雇用労働者であるか否かは、厚生労働省において以下の観点から判断します。

- ✓ 期間の定めのない労働契約を締結している
- ✓ 長期雇用を前提とした待遇を受けている

加えて、雇入れの前後で申請に係る事業の所在地において勤務する従業員数が 1 人以上増加している必要があります。

- e) 資金計画が適正であると認められること

iii) 手続書類（要綱第 7 条）

推薦申請書の記載事項については、別添 2 を参照してください。推薦申請書には、下記の書類を添付する必要があります。

- a) 補足票（記載方法については、別添 3 を参照してください。）
b) 確認書

確認書の記載様式については、要綱別紙 4 となります。指定金融機関は、確認書に捺印後の要綱別紙 3 の写しが添付してあること及び写しに割印が押印されていることを確認してください。

- c) 事業者が提出した、申請に係る事業の所在地の事業所台帳全記録照会

事業所台帳全記録照会は、事業者を管轄するハローワークで交付を受けてください。ただし、雇用保険適用事業所を設置していない等、推薦申請書提出時に事業所台帳全記録照会を添付できない場合は、補足票にその旨を記載してください。

iv) 留意事項

ア) 補足票の作成及び確認書発行（要綱第 7 条第 2 項）

指定金融機関は、事業者が作成した補足票を添付した推薦申請書（写）をプロジェクトを実施する都道府県に送付するとともに、確認書の発行を依頼してください。都道府県は、推薦申請書（写）の提出を受け、当該事業者が 2 (2) ③ ii) a) ~ c) のいずれの要件も満たしていると認められる場合に、確認書を発行してください。

イ) 事業者推薦手続の処理期間（要綱 8 条第 3 項）

指定金融機関が推薦申請書を厚生労働省に提出してから指定金融機関に対し推薦通知書（要綱別紙 5）を通知するまでの処理期間は、概ね 20 営業日が目安です。なお、処理期間については、①申請を補正するために要する時間、②申請者が申請内容を変更するために要する時間、③申請者が審査のための資料を追加するために要する時間は含まないものとします。

ウ) 受付期間

推薦申請書の受付期間については、別途厚生労働省ホームページ等でお知らせすることがありますので、ご確認ください。

エ) 推薦事業者への融資

利子補給金の対象となる融資は、推薦の決定を行った日からプロジェクトの実施期間の最終日までに行った融資に限られます。なお、この期間内であれば、推薦申請書の記載事項に変更がない限り、指定金融機関は推薦の決定を受けた事業者（以下「推薦事業者」という。）に対して指定事業を実施するために必要な融資を複数回行うことができます。

オ) 推荐事業者の推薦の取消し（要綱第 19 条）

厚生労働大臣は、次の事項に該当することが明らかとなった場合、推薦事業者の推薦を取り消すことができます。その場合には、該当する事由が発生した日に遡及して推薦を取り消すとともに、指定金融機関にその旨及びその理由を書面で通知します。

- a) 推荐事業者の、推荐申請手続において記載内容に虚偽の記載があったとき、又は他の不正の手段により推荐を受けたとき
- b) 推荐事業者が ii) の要件を満たさなくなったとき
- c) 推荐事業者が、推荐申請書に記載した指定主要業種又は指定関連業種に係る事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき

カ) 取消しによる支給の停止（要綱第20条）

厚生労働大臣は、推荐事業者の推荐を取り消した場合には、該当する事由が発生した日に遡及して当該推荐に係る指定金融機関との間で締結した利子補給契約を取り消し又は解除し、当該推荐の取消し又は解除を通知した日より利子補給金の支給を停止するとともに、指定金融機関にその旨及びその理由を書面で通知します。その際、指定金融機関は該当する事由が発生した日以降に係る支給済みの利子補給金の全部を返納する必要があります。

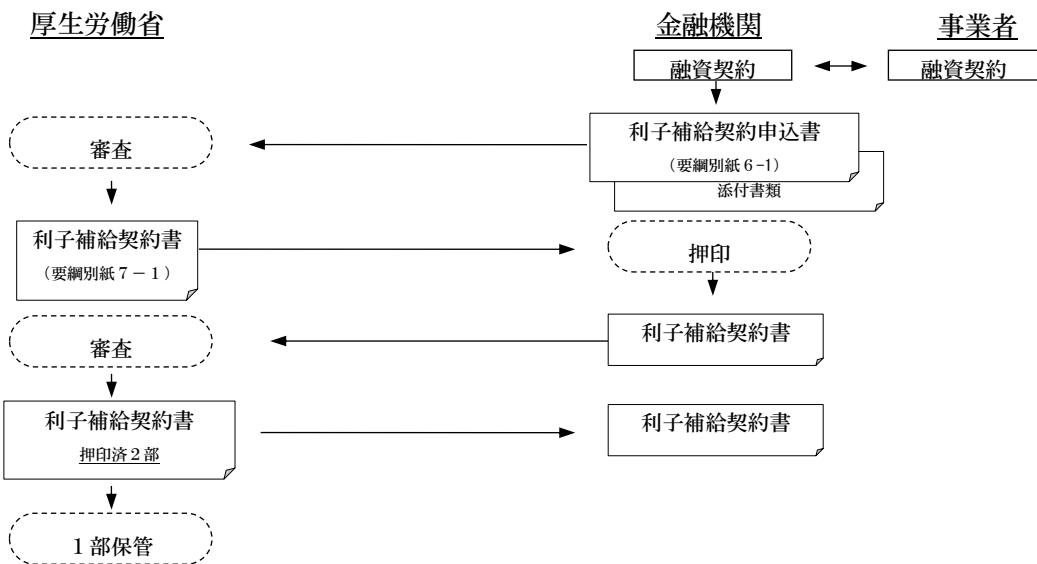
④ 利子補給契約の手続

i) 手続の概要

指定金融機関は、推荐通知書の受領後、推荐事業者に対し、融資契約を締結の上、融資を実行してください。融資後 5 営業日以内に、指定金融機関は戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給契約申込書（以下「申込書」という。）に必要な書類を添えて、厚生労働省に提出してください。

申込書を厚生労働省で審査し、適正と認めた場合、厚生労働省は戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給契約書（以下「利子補給契約書」という。）を作成し、厚生労働省と

指定金融機関との間で利子補給契約を締結します。



ii) 手続書類(要綱第10条)

申込書の様式は要綱別紙6-1となります。各項目は、別添4のとおり記載してください。また、申込書には、以下の書類を添付してください。このほかにも、審査手続にあたり必要と認める書類の提出を求めることができます。

- 指定金融機関が推薦事業者に対し、プロジェクトの実施期間内に融資を実施した貸付契約書（写）

利子補給契約に係る貸付契約書全体の写しを添付してください。これに基づき、貸付日、貸付先、資金使途、貸付額、金利その他の条件等を確認します（シンジケートローン等の単一の証書貸付ではない貸付契約書の場合は、上記の情報が記載されている資料を提出してください。）。

- 当該貸付契約に基づく、指定金融機関と推薦事業者の間で約した償還年次表
融資に係る元本の償還スケジュールについて、償還日、償還額、償還後残高を一覧表にして提出してください。

- 単位期間ごとの利子補給金の額の計算表（以下「計算表」という。）など
計算表(要綱別紙6添付)は、所定の様式に必要事項を記入して提出してください。計算表の記載方法は、別添5を参照してください。申込書の記載事項のうち、単位期間ごとの利子補給金の額の記載は特に重要です。利子補給金の額の計算については、下記iii)の留意事項を併せてご確認ください。

なお、単位期間は、要綱第14条に規定する単位期間であり、利子補給金の額を計算する際の単位となる期間です。詳細は「⑤利子補給金支給申請の手続」を参照してください。

iii) 留意事項

- 2年度目以降の利子補給契約について

利子補給契約は、年度ごとに締結します。そのため、2年度目以降の契約については、

予算成立日から 5 営業日以内に厚生労働省に申込書を提出してください。

イ) 融資条件

利子補給金の対象となる融資の条件は、極力幅広く対象となるように運用しますが、以下の点に留意してください。

- ✓ 一事業者あたり利子補給の対象となる貸付額は都道府県ごとに合計 10 億円までです。複数の指定金融機関から融資を受けている場合は、これらを合算して取扱います。
- ✓ 10 億円を上回る場合は 10 億円までが利子補給の対象となります。なお、融資額が多額となる企業が多数出る場合など、予算を超えるときには調整をさせていただく場合があります。
- ✓ 指定金融機関が推薦通知書を受領する前に融資契約が締結された事業については、戦略産業利補の対象とすることはできません。また、土地購入費については、土地の購入のみであれば対象外となります。当該土地を活用した建物、機械装置などの設備投資も併せて行われる事業であれば対象となる場合もありますので厚生労働省に確認してください。運転資金のみの場合については、用途が明確化されており、かつプロジェクトに合致し、地域の雇用創造に資すると認められる場合（例：設備投資に係るつなぎ融資）には対象となることもありますので厚生労働省に確認をしてください。
- ✓ 金利条件は、固定金利にしてください。地方公共団体が単独事業として実施する利子補給制度との併用は可能ですが、その場合、全ての利子補給制度適用後の金利を確認させていただく必要があります。なお、利子補給後の金利が 0% を下回ることが明らかな案件については利子補給の対象とすることができます。
- ✓ 融資期間及び据置期間の設定は、特に制限をしていません。
- ✓ 債還回数及び償還日は、特に制限をしていません。償還方法については、償還スケジュールが融資時に確定しているものであれば、他の制限はありません。例えば、償還回数は毎月、3 ヶ月毎、半年毎等、償還方法は元金均等、元利均等などの方法を採用することが可能です。一方で、償還方法を定めない融資（随時の内金入金とするもの等）は、利子補給契約の締結ができません。
- ✓ 信用保証協会による信用保証が付された融資についても、戦略産業利補を活用することは可能です。
- ✓ 融資条件についてご不明の点は、厚生労働省までお問い合わせください。

ウ) 融資形態

典型的な融資形態ではない、新しい金融手法を取り入れた融資（プロジェクトファイナンス、ストラクチャードファイナンス、PFI 事業又は SPC に対する融資、親会社又はファイナンス子会社が一括調達する場合、リース会社向け融資、投資事業会社又は投資事業組合への融資等）については、利子補給金の対象となるかどうかを確認する必要があるため、可能な限り早い段階で厚生労働省へ相談してください。

エ) 厚生労働省への事前確認

申込書は、利子補給契約の基礎となるとともに、利子補給金の額の基礎となります。申込書の提出は融資後、5営業日以内に行うことになっており、期間が短くなっていますので早急に提出してください。

融資の内容が概ね決まった段階で、事前に厚生労働省に計算表の案を送付していただければ、内容の確認をいたしますので、手続きを円滑に進めることができます。事前確認に要する期間としては、通常の融資で最大10日間程度、シンジケートローン等の場合は最大1か月程度を要することがあります。特に、新しい金融手法を取り入れた融資の場合、融資契約の内容を確認できる資料の提出を依頼することができますので、申込書の記載方法や添付書類について、事前に厚生労働省へ相談してください。

オ) 利子補給契約書の印紙税の取扱い

印紙税の課税文書には該当しません（印紙税法別表第1に該当しない）。

カ) 契約書の作成

推薦申請書及び申込書の内容を元に、「平成〇〇年度戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給契約書」（要綱別紙7-1。以下「利子補給契約書」という。）を厚生労働省で作成し、指定金融機関に対し、押印前の同契約書を2部送付します。指定金融機関は2部ともに押印し、厚生労働省に返送してください。その後、厚生労働省で押印し、1部を指定金融機関に送付します。利子補給契約書は厚生労働省と指定金融機関の双方が、同一の内容のものを保管します。

なお、厚生労働省から送付する利子補給契約書には、要綱別紙8の「戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給契約書約款」（以下「約款」という。）を添付します。

キ) 利子補給契約書の内容に変更が生じた場合（要綱第12条及び第13条）

締結済の利子補給契約書の記載事項に変更が生じた場合は、要綱別紙6-2の「平成〇〇年度戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給変更申込書」（以下「変更申込書」という。）を厚生労働省に提出してください。

変更申込書の内容を元に、「平成〇〇年度戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給変更契約書」（要綱別紙7-2。以下「利子補給変更契約書」という。）を厚生労働省で作成し、指定金融機関に対し、押印前の同契約書を2部送付します。指定金融機関は2部ともに押印し、厚生労働省に返送してください。その後、厚生労働省で押印し、1部を指定金融機関に送付します。利子補給変更契約書は厚生労働省と指定金融機関の双方が、同一の内容のものを保管します。

利子補給契約の変更が必要となる事実が発生したときは、速やかに厚生労働省に連絡し必要書類等の確認をしてください。

ク) 利子補給金支給に係る単位期間の特例（要綱第14条第2項）

融資実行日や締結済の利子補給契約書の内容に変更が生じた場合の変更日が、次の表の左欄の期間に該当する場合、単位期間は右欄の期間となります。これは、申込書又は変更申込書が厚生労働省に到達した日と通常の単位期間の末日が接近している場合における、利子補給契約又は利子補給変更契約の締結に係る事務処理期間を確保するためのものです。

融資実行日又は変更が生じた日	単位期間の特例
7月21日～8月20日	融資実行日又は変更が生じた日～翌年2月20日
1月21日～2月20日	融資実行日又は変更が生じた日～同年8月20日

ケ) 処理期間（要綱第10条第4項及び要項第13条第3項）

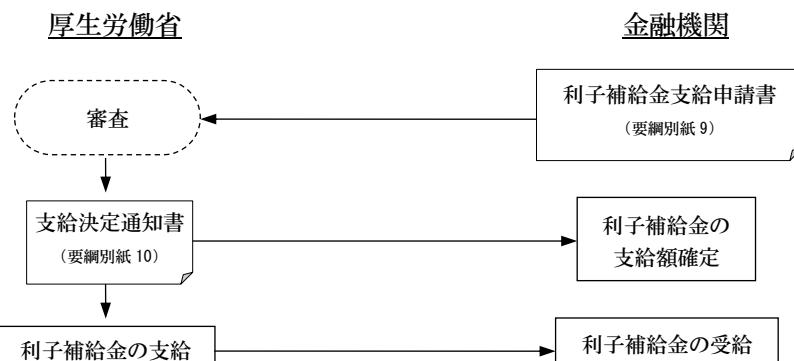
申込書又は変更申込書が厚生労働省に到達してから利子補給契約又は利子補給変更契約の締結までの処理期間は、概ね20営業日が目安です。なお、処理期間については、①申請を補正するために要する時間、②申請者が申請内容を変更するために要する時間、③申請者が審査のための資料を追加するために要する時間は含まないものとします。

⑤ 利子補給金支給申請の手続

i) 手続の概要

指定金融機関は、利子補給契約締結後、単位期間の末日を基準日として、支給申請期限までに、年2回の利子補給金支給申請を行う必要があります。指定金融機関は、必要な書類を添えて、戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給金支給申請書（要綱別紙9。以下「支給申請書」という。）を厚生労働省に提出します。厚生労働省による審査後、利子補給金を支給することを決定した場合、戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給金支給決定通知書（要綱別紙10。以下「支給決定通知書」という。）を指定金融機関に送付します。その後、支給日に、厚生労働省が指定金融機関に対し利子補給金を支給します。

単位期間、基準日、支給申請期限及び支給日の関係は以下のとおりです。なお、単位期間については、上記④のiii) のク) の単位期間の特例が適用される場合は、その期間が単位期間となります。



基準日	支給申請期限	支給決定通知	支給日※
8月20日	8月30日まで	支給申請書到達から	9月28日
2月20日	3月2日まで	概ね10日以内に支給決定通知書を交付	3月28日

※支給日が行政機関の休日のときは、行政機関の休日の翌日を支給日とする。

ii) 手続書類(要綱第15条)

支給申請書の様式は、要綱別紙9となります。記載方法については、別添6を参照してください。支給申請書には、以下の書類を添付する必要があります。

- a) 当該利子補給金に係る貸付契約書の写し及び当該貸付契約書に係る償還年次表
上記④利子補給契約の手続で添付した貸付契約書（写）及び償還年次表と同じもの（コピー可）を添付してください。
- b) 貸付契約書で定める貸付条件どおりに償還が行われていることを証する書類
償還状況を示す書類として、例えば、融資に係る残高証明書や入金票などを添付してください。必要な情報は、貸付先、貸付けが特定できる情報（当初貸付日、当初貸付額等）、償還日、償還額、貸付残高等ですので、これらが確認できるものであれば書類の形式は問いません。
- c) 要件確認申立書
申立書の様式については、別添8となります。
事業主又はその代理人（指定金融機関）は、別添8の裏面を確認の上作成してください。
- d) 雇用創造効果が確認できる書類（下記iii)ア)の猶予期間中は添付不要です。）
融資日以降に雇い入れた労働者全員分（提出済のものを除く）の雇入れが確認できる書類（労働条件通知書又は雇用契約書）及び基準日以降の日付の事業所台帳全記録照会を添付してください。なお、融資日以降に雇い入れた労働者が有期雇用労働者の場合は、試用期間も含めて6か月以上の雇用期間が必要です。
指定金融機関又は推薦事業者が個人情報の保護に関する法律第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者である場合には、同法に則って個人情報を取り扱うようご注意ください。なお、本件について疑義が生じた場合には、速やかに厚生労働省にご相談ください。また、事業所台帳全記録照会は、事業者を管轄するハローワークで交付を受けてください。
- e) 調整後の利子補給金の額の計算表（下記iii)ア)の猶予期間中は添付不要です。）
別添7に必要事項を記入した上で添付してください。
- f) その他厚生労働大臣が必要と認める書類
上記の書類だけでは厚生労働省における審査に必要な情報を得られない場合、補完的に提出を依頼する場合があります。

iii) 留意事項

ア) 雇用創造効果による利子補給金の額の調整

単位期間ごとの利子補給金の額は、要綱第16条を基礎としますが、十分な雇用創造効果が確認できない場合、約款第3条に基づき額の調整を行います。具体的には、融資日以降に労働者の雇入れ及び雇用保険被保険者数の増加が確認できた人数に応じて貸付残額の上限（対象上限額）を決定します。貸付残額が対象上限額を上回る場合の利子補給金の算定にあっては対象上限額を利子補給の算定の基礎とします。ただし、利子補給期間が一定の基準を超える場合、猶予期間を設け、その期間内は雇用創造効果による調整を行いませ

ん。猶予期間は、融資日から起算して、利子補給期間の2分の1の日数が経過した日を含む単位期間の開始日の前日までとなります。当該単位期間が最初の単位期間となる場合、猶予期間はありません。

イ) 支給決定の条件（要綱第17条第2項）

支給決定通知書の交付に当たり、厚生労働省は必要な条件を付すことができます。通常は条件が付されることはありませんが、条件を付す必要がある場合は、事前に指定金融機関に連絡します。

ウ) 支給決定の要件(要項第17条第3項)

以下に該当する場合は利子補給金は支給できません。

- a) 支給申請日又は支給決定日の時点で雇用保険法第62条及び第63条に基づく各種助成金の不支給措置がとられている事業者である場合
- b) 支給申請書の申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納付していない事業者である場合
- c) 支給申請書の申請日から起算して1年前の日から申請日の前日までの間に、労働関係法令違反を行った事業者である場合
- d) 風俗営業等関係事業者である場合
- e) 暴力団関係事業者である場合

上記a)～e)に該当するかどうかについては、ii) c)の要件確認申立書に基づき判断します。

エ) 支給申請の取下げ（要綱第22条）

指定金融機関は、支給決定通知書の内容又は上記イ)の条件について不服がある場合は、利子補給金の支給申請を取り下げるすることができます。取下げを行う場合には、支給決定通知書を受領した日から5日以内に、支給申請を取り下げる旨を記載した書面を厚生労働省に提出してください。様式は特に定めませんが、厚生労働大臣宛てとしてください。

オ) 延滞の場合（要綱20条第5項）

厚生労働省は、当該貸付契約書で定める貸付条件どおりに償還が行われていることを証する書類を確認し、償還に延滞が認められる場合には、利子補給金の支給を停止することができます。そのため、指定金融機関は、利子補給金の受給額に影響を与える延滞が発生した場合には、速やかに厚生労働省に報告を行ってください。

カ) 処理期間について（要綱第17条第4項）

申請書が厚生労働省に到達してから支給決定通知書の交付までの処理期間は、概ね10営業日が目安です。なお、処理期間については、①申請を補正するために要する時間、②申請者が申請内容を変更するために要する時間、③申請者が審査のための資料を追加するために要する時間は含まないものとします。

キ) 支給日が休業日の場合について（要綱第17条第5項）

支給日が行政機関の休日のときは、行政期間の休日の翌日が支給日となります。

3. 利子補給金の支給後の手続

(1) 支給後の各種報告等

指定金融機関は、利子補給契約締結後、厚生労働大臣に対し各種の報告が必要となります。報告を受けた厚生労働大臣は、必要に応じて指定金融機関に対し、報告内容の確認、監査、利子補給金の支給の停止及び利子補給金を返納させることができることになっています。指定金融機関は、利子補給契約締結後も、推薦事業者に対して適切にモニタリングをしてください。

(2) 支給後の各種報告等の手続

① 事業変更等の報告

i) 報告事項（要綱第23条）

指定金融機関は、次に掲げる場合には、厚生労働大臣に対して報告が必要です。指定金融機関は、事実関係を確認した上で、速やかに報告してください。なお、緊急を要する場合には、書類にて報告する前に、厚生労働省に対して事前に連絡してください。

また、当該報告については、プロジェクトを実施する都道府県にも写しを送付してください。

a) 推薦事業者が実施する事業内容に変更が生じた場合

報告すべき事項及び報告すべき時期の判断は、指定金融機関が行います。その際、指定金融機関は、推薦事業者が実施している事業が引き続き 2 (2) ③ ii) の推薦事業者の要件で規定している事業に該当するものか、さらに、今後の利子補給金の受給額に影響を与えることになるかについて、少なくとも検討のうえ、報告すべきか判断してください。なお、検討の上で判断に迷う場合には、厚生労働省にお問い合わせください（問い合わせの際は、まずは検討した内容を説明頂きます）。具体的には、事業環境の変化を受けて事業内容を一部変更したことにより、2 (2) ③ ii) の推薦事業者の要件に該当しない状況となる場合や、推薦申請書の事業期間が変更となる場合などを想定しています。

b) 推荐事業者が実施する事業の中止又は廃止が生じた場合

利子補給金の支給に大きな影響を与えるため、指定金融機関は状況把握後、速やかに報告してください。

c) 指定金融機関が申請した「指定金融機関の指定申請書」の内容に変更が生じた場合

指定金融機関名、代表者名又は指定金融機関の所在地について、登記変更後に、速やかに報告してください。

ii) 報告様式及び留意事項（要綱第23条）

報告様式は、i) a) の場合は要綱別紙 11、b) の場合は要綱別紙 12、c) の場合は要綱別紙 13 となります。

別紙 11 について、変更等内容欄は、変更事項が明確に把握できるよう記載してください。

説明資料を添付しても構いません。

別紙 12 について、中止・廃止の理由欄は、できるだけ詳細に記載してください。また、今後の措置欄は、指定金融機関の機関決定による今後の措置について記載されることを想定していますが、機関決定に時間を要する場合などは、本報告の対処方法について、早めに厚生労働省にお問い合わせください。

別紙 13 について、変更事項を証明できる資料として、変更前後の内容が確認できる登記事項証明書（コピー可）などを参考資料として添付してください。

iii) 報告後の処置（要綱第25条）

厚生労働大臣は、i) の報告事項のうち、a) 又は b) の報告内容を踏まえ、利子補給金の支給を継続することが適当であるか判断します。支給を停止することが適当と判断した場合には、報告を受領した日に利子補給契約を解除し、同日分より利子補給金の支給を停止します。その際は、指定金融機関に対しその旨及びその理由を書面で通知します。指定金融機関は、利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部の返納が必要となります。

また、報告内容について、厚生労働大臣は、指定金融機関に対して確認を求めることがあります。その結果、報告内容の記載変更が必要となった場合には、指定金融機関に対し改めて報告を求める場合もあります（利子補給金の支給を停止する場合を除く）。

② 事業状況報告

i) 報告事項（要綱第24条）

a) 推薦事業者が実施する事業の遂行状況の報告

指定金融機関は、厚生労働大臣から推薦事業者が実施する事業の遂行状況の報告を求められた場合は、速やかに（交付要項第 8 条第 1 項第 4 号に定める期間が終了したときはその後 10 日以内に）報告を行ってください。

b) 指定金融機関の支給対象事業の遂行事業の報告

指定金融機関は、厚生労働大臣から融資の遂行状況の報告を求められた場合は、速やかに報告を行ってください。

ii) 報告様式及び留意事項（要綱第24条）

報告様式は、i) a) の場合は要綱別紙 14、b) の場合は要綱別紙 15 となります。

要綱別紙 14 記載に際しては、推薦事業者が実施している事業が引き続き 2 (2) ③ ii) の推薦事業者の要件で規定している事業に該当するものか、さらに、今後の利子補給金の支給に影響を与えることになるかどうか、詳細に記載してください。

また、交付要綱第 8 条第 1 項第 4 号に定める期間が終了したときの報告については、利子補給総額及び融資日以降に雇い入れた労働者数も記載をしてください。

iii) 報告後の処置（要綱第25条）

厚生労働大臣は、報告内容を踏まえ、利子補給金の支給を継続することが適当であるか判断します。支給を停止することが適当と判断した場合には、報告を受領した日に利子補給契約を解除し、同日分より利子補給金の支給を停止します。利子補給契約の解除を行った場合

には、指定金融機関に書面でその旨及びその理由を通知します。指定金融機関は、利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部の返納が必要となります。

また、報告内容から、支給された利子補給金の総額が雇用増加1人につき250万円を超えていたことが明らかとなった場合には、報告を受領した日に利子補給契約を解除し、同日分より利子補給金の支給を停止するとともに、指定金融機関に書面でその旨及びその理由を通知します。指定金融機関は、雇用増加1人につき250万円を超えて支給した利子補給金の全部の返納が必要となります。

③ 事業完了報告

i) 報告事項（要綱第26条第1項）

指定金融機関は、事業者が実施する事業が完了した場合、速やかに厚生労働大臣に対し、報告を行う必要があります。

ii) 報告様式及び留意事項（要綱第26条第1項）

報告様式は、要綱別紙16となります。当初から変更となった項目が生じた場合は、その他特記事項欄にその変更理由を記載してください。なお、①の事業変更等の報告がなされている項目については、変更理由の記載は不要です。

④ 誓約達成報告

i) 報告事項（要綱第26条第2項）

指定金融機関は、誓約内容を達成したとき、交付要綱第8条第1項第4号に定める期間が終了したときは、速やかに厚生労働大臣に対し、報告を行う必要があります。

ii) 報告様式及び留意事項（要綱第26条第2項）

報告様式は、要綱別紙17となります。記載に際しては、誓約内容の進捗状況について、詳細に記載してください。また、参考資料として、以下の資料を添付してください。この際、推薦事業者が個人情報の保護に関する法律第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者である場合には、添付資料の提出に当たって、同法に則って個人情報を取り扱うようご注意ください。なお、本件について疑義が生じた場合には、速やかに厚生労働省にご相談ください。

- a) 対象労働者の労働条件通知書又は雇用契約書等
- b) 対象労働者の賃金台帳等（雇入れ後6か月分）
- c) 対象労働者の出勤簿等出勤状況が確認できる書類（雇入れ後6か月分）
- d) 推薦事業者に雇用される、長期雇用を前提とした労働者の待遇を確認できる書類（労働協約又は就業規則等）

iii) 報告後の処置（要綱第20条及び要綱第25条第3項、要綱第26条）

厚生労働大臣は、指定金融機関から誓約を達成した旨の効果報告書を受理したときは、その内容を審査し、誓約内容の達成を認めたときは、要綱別紙18により、「戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給金対象事業効果承認通知書」を指定金融機関に送付します。

一方、誓約内容が達成できなかったと認めたとき（やむを得ない特段の事情があると認めた場合を除く）は、利子補給金の支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又は支給決定に当たって付した条件を変更する場合があります。その際は、指定金融機関に書面でその旨及

びその理由を通知します。支給決定の取消しがあった場合、指定金融機関は、当該取消しに係る部分について、既に支給した利子補給金の全部又は一部の返納が必要となります。

⑤ 報告後の処置（要綱第27条）

厚生労働大臣は、①から④までの報告内容を踏まえ、指定金融機関に対し監査を行うかどうか判断します。監査を実施し、利子補給金の支給を停止することが適當と判断した場合には、報告を受領した日に遡及して利子補給契約を解除し、同日分より利子補給金の支給を停止します。その際は、指定金融機関に書面でその旨及びその理由を通知します。指定金融機関は、利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部の返納が必要となることがあります。

指定金融機関は、推薦事業者に対する適切なモニタリングを行うとともに、特に推薦事業者が実施する事業に係る工期が長期の場合には、事業の進捗状況や工期終了時期を把握し、上記報告の漏れがないようにしてください。

⑥ 利子補給金の経理（要綱第28条）

指定金融機関は、利子補給金の経理については、利子補給金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿により明確にしておく必要があります。また、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類は、利子補給金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保存する必要があります。

4. 経過措置

（1） 推薦事業者の要件について

平成30年4月1日の改正前に厚生労働省に提出された推薦申請書については、本改正前の要綱第8条第1項の基準に基づいて審査を行います。

（2） 利子補給契約を結ぶことができる融資の額の上限について

平成30年4月1日の改正前に厚生労働省に提出された推薦申請書については、一事業者あたり利子補給の対象となる貸付額の上限は都道府県ごとに合計20億円とします。